

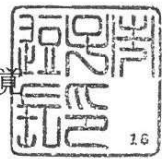


4 諮問第 6 号

2022 年（令和 4 年）3 月 11 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市長 桐ヶ谷 算



農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による
保有個人情報の提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、別添
事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

経済観光課 大野 内線 281

(別 添)

担当所管名	経済観光課
事務の名称	農地情報公開システム整備事業
事務の目的及び根拠法令等	○目的 農地集積・集約化を進めるため、逗子市経済観光課が整備している農地台帳上の農地情報をオンライン結合することにより、農地情報を一元管理・共有する。 ○根拠法令 ・農業委員会等に関する法律第51条 農業委員会(第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。)は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構(※)が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。 ※農業委員会ネットワーク機構 農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会をサポートするために、全国・各都道府県におかれる組織であり、全国農業会議所・神奈川県農業会議(神奈川県の場合)がそれにあたる。
対象となる個人の類型	逗子市経済観光課で整備する農地台帳上の農地の所有者及び耕作者
提供する保有個人情報の項目・対象者数	氏名、住民基本台帳上の宛名番号、住民基本台帳上の世帯番号、農地情報全般(農地の所在、地目、面積等) 160人程度
提供先	農業委員会ネットワーク機構(2次的な提供先として、都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構)。
オンライン結合の内容等	現在まで、逗子市経済観光課が保有する農地の情報を、LGWAN回線のクラウドサービス上に構築される農地情報公開システムに格納させ、行政・関係機関へ提供していたものを、今後は、インターネット領域にある農林水産省地理情報システム内の農業委員会データテーブル群というデータベースに移行することとなる(別添1)。 1 セキュリティ対策について DDOS対策の他、不正アクセスや情報漏洩の対策を実施する。対策内容については別添2のとおり。 農業委員会用PCについては、別添3の「逗子市情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。 2 セキュリティ事故が発生した際の責任分界点について セキュリティ事故が発生した際の責任の所在については別添2のとおり

	り。 以上
備 考	※別添 1 中の e M A F F 地図とは、農林水産省が所管しているシステムで、農林水産省地理情報共通管理システムをいう。